

『南山神学』31号(2008年3月) pp. 99-115.

洗礼の秘跡を受けずに死去した幼児に関する見解

石橋 泰助

はじめに

「カトリック新聞」2007年5月13日号には、国際神学委員会(International Theological Commission)から「洗礼を受けずに死去した幼児のための救いの希望(The hope of salvation for infants who die without being baptized)」と題する文書が公開されたことを報じ、その大意を紹介している。この問題に関しては、すでに2001年10月2日付で、ヴァチカン教理省より、各国司教団宛に問題点とそれに対する見解を提出するよう要請があった。日本の司教団は、この問題に関連のあるテーマを研究している数人の者に見解を述べるよう求め、司教団がそれをまとめて回答書をヴァチカンに送付することとなった。筆者も見解を述べるよう求められて回答書を作成したが、この一文はその折、2002年1月に日本司教団宛に送付したものである。このたび、国際神学委員会から出された上記の文書を通読したところ、聖書、教会教導権の文書、各時代の教父、神学者の文書を非常に細密に分析考察しているが、問題解決の方向は、筆者の回答の方向と軌を一にしている。従って、神学を研究する人々の参考に供するため、筆者の回答文を『南山神学』誌に公表しておきたい。

洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊に関する問いは、神学上きわめて広汎な諸問題と関連している。こゝでは、これらすべての問題を検討することはできないが、しかし現代の視点に立ち神学的な論拠をもってこの問いに答えるため

¹ なお、国際神学委員会の文書は、B.ケレハー師に依頼して、英文でインターネットからダウンロードしたものをを用いた。インターネット・アドレスは次の通り。

<http://www.vatican.va/roman_curia/congregations/cfaith/cti_documents/rc_con_cfaith_doc_20070419_un-baptised-infants_en.html>

には、少なくともこの問いに直接関連している三つの命題、すなわち望みの洗礼、幼児洗礼および第2ヴァティカン公会議の教会観について、教会の教えとその神学的根拠とを確認しておく必要がある。従って、以下まずこの三つの命題の要点とその神学的論拠を簡潔に述べ、次に洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊に関する提言を行ない、最後に教理省より示された三つの論点に対する私見を述べることにする。

1. 望みの洗礼

救霊のために洗礼が不可欠であることは聖書に明記されており(「信じて洗礼を受ける者は救われるが、信じない者は滅びの宣告を受ける。」マルコ 16,16, 「だれでも水と霊とによって生まれなければ、神の国に入ることはできない。」ヨハネ 3,5), 教父達も強調し², 教会も一貫してこれを教えて来た(カルタゴ教会会議 [418年] [DS 223], 第4ラテラノ公会議 [DS 718], トリエント公会議 [DS 1524.1618])。しかし同時に、早くから教父達は、受洗前に殉教した人たちの救霊について述べた³。少し後になって、教父達は、受洗を明白に希望しながら受洗する機会のないまゝ死んだ人々の救霊を主張するようになり⁴, やがて教会も公式にこれを教えるようになった(インノケンティウス2世 [DS 741], インノケンティウス3世 [DS 788], トリエント公会議 [DS 1524])。教会は、明示的な望みに救霊の可能性を教えていたのであるが、しだいに暗黙的な望みにも救霊の可能性を認めるようになった(ピウス12世 [Mystici Corporis], 第2ヴァティカン公会議 [教会憲章 14, 信教の自由に関する宣言 1.3])。

² Tertullianus, De baptismo 12: PL 1,1213A; Origenes, Exhortatio ad martyrium 30: PG 11,599C-602A; Ephraem, Hymni de Epiphania 8,20: Lamy 1,88; Cyrillus Hierosolymitanus, Catechesis 3,10: PG 33,440BC: R 811; Gregorius Nyssenus, Oratio catechetica magna 35,13: PG 45,92A; Augustinus, Contra litteras Petiliani 3,56,68: PL 43,385; Id., De baptismo contra Donatistas 4,7,24: PL 43,170.

³ Martyrium S.Polycarpi 18,3: PG 5,1044: R 81; Tertullianus, De baptismo 16: PL 1,1217AB; Cyprianus, Epistula 1,4: PL 4,203A-204A: R 548.

⁴ Ambrosius, De obitu Valentiniani consolatio 51: PL 16,1374C: R 1328; Augustinus, De baptismo contra Donatistas 4,22,29: PL 43,173: R 1630.

神学者達は、これらを「水の洗礼(baptismus fluminis)」「血の洗礼(baptismus sanguinis)」「望みの洗礼(baptismus in voto, votum baptismi)」または息吹の、すなわち聖霊の洗礼(baptismus flaminis, Spiritus Sancti)」と名づけて、救霊のための三つの方法として説明するようになった⁵。

受洗前に殉教した人が救霊を得る理由として、アウグスティヌスは、殉教者の信仰が命をかけた証しを通して罪の赦しの効力をもたらすという点を上げ⁶、トマス・アイクナスは、キリストの受難が殉教者による業の模倣により象徴的表現を通して働くという点を指摘している⁷。すなわち、「血の洗礼」は、殉教者が有している信仰を自分の命をかけて証明したその業(愛)のゆえに殉教者に救霊をもたらすと考えられていると云えよう。

他方、洗礼を望みながら受洗前に死去した人が救霊を得る理由として、アウグスティヌスは、信仰と回心が洗礼を欠いていることを補うという点を示し⁸、トマス・アイクナスは、明示的にまたは暗黙的に洗礼を望んでいる人が受洗前に死去した時には聖霊が心の「揺り動かしによって(per commotionem)」この人に信仰と愛を起こさせたのであるから、また聖化の恵みをも与えるという点を述べている⁹。すなわち、洗礼への望みも、その人の愛にもとづく信仰のゆえに救霊をもたらすと理解されているのである。

従って、受洗前の殉教と洗礼への望みは、キリストに対する信仰と愛にもとづいて人をキリストの救いの恩恵に参与させるのであり、換言すればキリストはその人の信仰と愛における行為を事実上受洗した行為と同等なものに見なさ

⁵ 例えば Thomas Aquinas, Summa Theologiae p.3,q.66,a.12.

⁶ Augustinus, De civitate Dei 13,7: PL 41,381: R 1759.

⁷ Thomas Aquinas, Summa Theologiae p.3,q.66,a.12c.

⁸ Augustinus, De baptismo contra Donatistas 4,22,29: PL 43,173: R 1630.

⁹ Thomas Aquinas, Summa Theologiae p.3,q.66,a.11; a.12.

れるのである¹⁰。この点に関しては、血の洗礼と洗礼への望みとは本質的に同じであると云えよう。

さてこゝで、洗礼と救霊との関係について確認すべきもう一つの側面がある。聖書には、前述のように救霊のために洗礼が不可欠であることが述べられているが、同時に「わたしに向かって、『主よ、主よ』と言う者が皆、天の国に入るわけではない。わたしの天の父の御心を行う者だけが入るのである。」(マタ7,21)とか、「一度光に照らされ、天からの賜物を味わい、聖霊にあずかるようになり、神のすばらしい言葉と来るべき世の力とを体験しながら、その後墮落した者の場合には、再び悔い改めに立ち帰らせることはできません。神の子を自分の手で改めて十字架につけ、侮辱する者だからです。」(ヘブ6,4-6)のように、洗礼が受洗者に再び失うことがないような仕方では救霊をもたらすものではないことも明言されている。教父達も、繰り返し洗礼が無条件で受洗者に永遠の救霊を保証するものではないことを警告している¹¹。

この論点は、異端者の洗礼をめぐる歴史的に顕在化した。キュプリアヌスは、異端派には真の洗礼が存在せず、異端派から教会に復帰する者には改めて洗礼を受ける必要があると判断した¹²。キュプリアヌスは、この観点に立って「教会の外に救いは無い」と述べた¹³。しかし、当時の教皇ステファヌス2世は、異端派からの復帰者に洗礼を受けることが再洗礼を禁止した教会の伝統に反するので、洗礼を受けないように通告した¹⁴。後に、アウグスティヌスは、ドナートゥス派との論争を通して、異端派の洗礼はそのものとして有効であるが、救霊には無益であるという解釈を示して、この複雑な問題に対する一つの指導

¹⁰ Cf. Augustinus, Enarrationes in Psalmos 57,4, versus 3: PL 36,677. トマス・アクィナスは、洗礼受容における事実 (in re) と望み (in voto) との相異について詳細に論じているが、こゝでは省略する。Cf. Thomas Aquinas, Summa Theologiae p.3,q.63,a.6; q.69,a.1; a.4; a.6.

¹¹ 例えば、Clemens Romanus, Epistula ad Corinthios 2: PG 1,341; Origenes, In Lucam homilia 21: PG 13,1855B.

¹² Epistula 74,6: CSEL 3,2,804.

¹³ "Salus extra ecclesiam non est." Epistula 73,21: CSEL 3,2,795.

¹⁴ Sententiae episcoporum 87 in concilio Carthaginensi: CSEL 3,1,461; Cyprianus, Epistula 72,1: CSEL 3,2,775.

原理を確立した。すなわち、アウグスティヌスは、正しい形式に基づいた洗礼はどこで行なわれようともすべて有効であり、教会復帰時に洗礼を繰り返す必要はないが¹⁵、異端派の洗礼を受けた者が異端に留まるかぎりその洗礼は救いの力を持たないばかりか、有害ですらあり¹⁶、従って救霊の根拠は教会所属に結ばれた正しい信仰に存すると述べたのである¹⁷。洗礼と救霊との以上のような理解は、以後教会の公式見解に理論的基礎を提供して行ったのである（インノケンティウス1世〔DS 214〕、レオ1世〔DS 315〕、フィレンツェ公会議〔DS 1315〕、トリエント公会議〔DS 1617.1621〕）。

以上のことから、救霊に至る「望み」とは、「洗礼への望み」というよりも、より厳密には「教会への望み」と云うべきであろう。

2. 幼児洗礼

幼児洗礼について明記された聖書の箇所はない。幼児洗礼に言及した最初の教父は、エイレーナイオスであるが¹⁸、彼はその聖書的、神学的根拠については何も述べていない。テルトゥリアヌスは、幼児には意識的な信仰がなく洗礼に伴う倫理的責任を果たすことができないという理由で、幼児洗礼に反対している¹⁹。オーリゲネースは、幼児洗礼が使徒からの伝承であり、幼児も生まれながらの罪の穢れを有しているので、洗礼が必要であると述べている²⁰。キュプリアヌスも、誕生によるアダムからの罪が赦されるために、幼児洗礼が必要であると述べている²¹。幼児洗礼の必要性を原罪との関連で強調したのはアウグスティヌスであり、彼は幼児洗礼が有効であることの神学的根拠として、洗

¹⁵ Augustinus, De baptismo contra Donatistas 3,15,20: PL 43,147-148: R 1626.

¹⁶ Id., De baptismo contra Donatistas 6,9,14: PL 43,204; De symbolo, sermo ad catechumenos 1,8,16.

¹⁷ Id., De baptismo contra Donatistas 3,13,18: PL 43,146: R 1625.

¹⁸ Irenaeus, Adversus haereses 2,22,4: PG 7,784A.

¹⁹ Tertullianus, De baptismo 18: PL 1,1221B-1222A.

²⁰ Origenes, In Romanos commentarius 5,9: PG 14,1047B; In Lucam homilia 14: PG 13,1835B.

²¹ Cyprianus, Epistula 64,5: PL 3,1018B-1019A.

礼において不可欠な信仰と回心を幼児の両親が代理すること、かつ幼児洗礼において聖化の業を行なうのは聖霊御自身であることを上げている²²。トマス・アイクナスは、自覚的信仰を有していない幼児の洗礼が有効である理由として、幼児がアダムの原罪を受けるとするならば、はるかに容易にキリストを通して恩恵を受けることができるのであり、また幼児はあたかも親の一部であるかのような存在様式を有しているので、洗礼に不可欠とされる信仰あるいは意向は、幼児においては両親および教会の信仰に取って代わられるのであると説明している²³。

近代以後における聖書学の発展と共に、幼児洗礼が聖書に根拠を有するかどうか問われるようになった。その結果、幼児洗礼を肯定する根拠として、洗礼と割礼とを比較して論じているテキスト（ロマ 2,29、コロ 2,11）²⁴ には、洗礼が旧約の割礼を機能的に、すなわち信仰共同体に組み入れる働きを継承するものであるという意味が含まれていること、一家が洗礼を受けたというテキスト（使 16,15-33、1 コリ 1,16 など）²⁵ における「家（oikoj）」には通常幼児も含まれていること、イエスによる幼児祝福のテキスト（マコ 10,13-16、マタ 18,3 参照）²⁶ には原始教会における幼児洗礼の可能性が含まれていることが上げられている²⁷。

²² Augustinus, Epistula 98,2: PL 33,360: R 1423; Sermo 294,17: PL 38,1345; De libero arbitrio 3,23,67: PL 32,1304; De peccatorum meritis et remissione 2,27,43: PL 44,177; De baptismo contra Donatistas 4,24,31: PL 43,175: R 1632.

²³ Thomas Aquinas, Summa Theologiae p.3,q.68,a.9.

²⁴ ロマ 2,29 「内面がユダヤ人である者こそユダヤ人であり、文字ではなく“霊”によって心に施された割礼こそ割礼なのです。その誉れは人からではなく、神から来るのです」、コロ 2,11 「あなたがたはキリストにおいて、手によらない割礼、つまり肉の体を脱ぎ捨てるキリストの割礼を受け...」。

²⁵ 使 16,15-33 「彼女（リディア）も家族の者も洗礼を受けた、...まだ真夜中であつたが、看守は二人を連れて行って打ち傷を洗ってやり、自分も家族の者もすぐに洗礼を受けた」、1 コリ 1,16 「ステファナの家の人たちにも洗礼を授けました。」

²⁶ マコ 10,13-16 「イエスに触れていただくために、人々が子供たちを連れて来た。弟子たちはこの人々を叱った。しかし、イエスはこれを見て憤り、弟子たちに言われた。『子供たちをわたしのところに来させなさい。妨げてはならない。神の国はこのような者たちのものである。はっきり言うておく。子供のように神の国を受け入れる人でなければ、決して

教会は、一貫して幼児洗礼否定論を排斥し、罪の赦しを得るために幼児洗礼を行なうように教えて来た（シリキウス〔DS 184〕、インノケンティウス 1 世〔DS 219〕、カルタゴ教会会議〔418 〕〔DS 223〕、インノケンティウス 3 世〔DS 780〕：洗礼が割礼に代るものであることに言及）、フィレンツェ公会議〔DS 1349〕、トリエント公会議〔DS 1514〕。たゞし教会は、非キリスト者である両親が反対している場合にはその幼児に洗礼を授けないように指導した（ベネディクトゥス 14 世〔DS 2552-2558〕、ピウス 12 世〔Mystici Corporis: DS 3822〕）。第 2 ヴァティカン公会議は、洗礼がたとえ幼児洗礼であっても教会の公的働きであるという観点から、幼児洗礼の儀式を改訂するように決定したのである（典礼憲章 67.69）。さらに、『カトリック教会カテキズム』は、幼児洗礼に関して両親を代表とする教会の信仰の役割を重視し、また上述のような現代の聖書学的見解を踏まえて幼児洗礼の意義を述べている²⁸。

3. 第 2 ヴァティカン公会議の教会観

第 2 ヴァティカン公会議は、現代の諸状況に対応するため新しい視点に基づいて自らの教会観を示しているが、とくにキリスト論、救済論および秘跡論と関連している次のテキストは重要である。「教会は、キリストにおけるいわば秘

でそこに入ることはできない。』そして、子供たちを抱き上げ、手を置いて祝福された」、マタ 18.3「はっきり言っておく。心を入れ替えて子供のようにならなければ、決して天の国に入ることはできない。」

²⁷ 聖書学的な問題に関してはおもに以下を参照した。K.バルト、O.クルマン（穴戸達訳）『洗礼とは何か』新教出版社 1971 年、川村輝典「新約聖書および初代教会における幼児洗礼の問題」『幼児洗礼』日本基督教団出版局 1975 年 13-21 頁、赤木善光「幼児洗礼その歴史的展開」同上書 245-6 頁。

²⁸ Catechismus Catholicae Ecclesiae、「使徒の宣教の初めから、全『家』が洗礼を受けたとき、幼児も洗礼された可能性がある」（n.1252）、「洗礼は信仰の sacramentum である。しかし、信仰は信じる人々の共同体を必要とする。個々のキリスト教徒は、教会の信仰のうちでなければ信じることはできない。洗礼のために求められる信仰は、完全かつ成熟した信仰ではなく、むしろそれへと成長させられるべきものと呼ばれるなんらかの始まりなのである」（n.1253）、「洗礼の恩恵が説明されうためには、両親の助けが必要である。…彼ら〔両親と代親〕の役割は、教会の真の公務である。全教会の共同体は、洗礼によって受けた恩恵を説明し守るための責任に参加しているのである」（n.1255）。

跡,すなわち神との親密な交わりと全人類一致のしるしであり道具である。(教会憲章1),「キリストは…教会を救いの普遍的秘跡としてたてた。」(同48)。教会は、こゝで自らを「普遍的秘跡(universale sacramentum)」と規定している。この教会観は、すでにレオ13世の回勅"Satis Cognitum"(1896)およびピウス12世の回勅"Mystici Corporis"(1943)の中に採り入れられた「神秘体的教会観」を継承すると共に、一層敷延したものである²⁹。神秘体的教会観は、聖書の教え、とくに教会がキリストの体であり、キリスト者は洗礼によってキリストと一体化されることを示した以下のようなテキストに基づいている。「それともあなたがたは知らないのですか。キリスト・イエスに結ばれるために洗礼を受けたわたしたちが皆、またその死にあずかるために洗礼を受けたことを。わたしたちは洗礼によってキリストと共に葬られ、その死にあずかるものとなりました。それは、キリストが御父の栄光によって死者の中から復活させられたように、わたしたちも新しい命に生きるためなのです。」(ロマ6,3-4),「体は一つでも、多くの部分から成り、体のすべての部分の数は多くても、体は一つであるように、キリストの場合も同様である。つまり、一つの霊によって、わたしたちは、ユダヤ人であろうとギリシア人であろうと、奴隷であろうと自由な身分の者であろうと、皆一つの体となるために洗礼を受け、皆一つの霊をのませてもらったのです。」(1コリ12,12-13),「あなたがたは皆、信仰により、キリスト・イエスに結ばれて神の子なのです。洗礼を受けてキリストに結ばれたあなたがたは皆、キリストを着ているからです。そこではもはや、ユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由な身分の者もなく、男も女もありません。あなたがたは皆、キリスト・イエスにおいて一つだからです。」(ガラ3,26-28),「キリストがそうなさったのは、言葉を伴う水の洗いによって、教会を清めて聖なるものとし、しみやしわやそのたぐいのものは何一つない、聖なる、汚れのない、栄光に輝く教会を御自分の前に立たせるためでした。(エフェ5,26-27)。

²⁹ Cf. M.J.leGuillou, "The History of Ecclesiology". Church I, Sacramentum Mundi (Eng.), 1,316-7.

教会を「普遍的秘跡」として描く教会観の基礎となっている神学的理解は、次のような構造になっていると考えられる。人間は、感覚しうるもの（自然的存在）を通してしか、感覚しえないもの（超自然的存在）を把握することができない。従って、人類を救う神の計画、すなわち普遍的救済意志（愛）は、イエス・キリストとして受肉し（インマヌエル）、見える存在として神の救済意志を遂行する必要があったのである。従ってキリストは、最も根元的な意味で秘跡

見えない神の働きを見えるものを通して示しかつ実現するもの

と呼ばれうるのである。キリストの存在は、復活と昇天によって感覚的に把握されえないものとなったため、聖霊の働きを通して、教会において存続する必要があったのである。従って教会は、キリストの存在

受難死、復活を中心とするキリストの救いの業とそこから溢れ出るすべての恩恵を含めて

目に見えるものとして存続させるもの、すなわち普遍的秘跡と呼ばれうるのである。「普遍的」と称するのは、七つの個別秘跡と区別するためでもあるが、より深くは人類全体を対象としている神の普遍的救済意志（愛）を

キリストの救いの業を通し、聖霊の働きに支えられて

目に見えるものとして地上に存続させるという意味を表わすためである。従って教会は、教会内の個々のメンバーの救いのためにだけ存在しているのではなく、全人類の救いのためにも存在しているのである。教会の存在は、全人類が神の普遍的救済意志（愛）によって常に救いへと招かれていることを表わしているものであり、従って人類は、その存在の一番深いところで、神に・キリストに・教会に方向づけられているのである。

こゝから、次のように言うことができる。洗礼とは、人が信仰と愛によってキリストの救いの業

キリストの受難死、復活

と神的生命とに参与することの秘跡であって、人の側から見ればキリストに対する信仰と愛の表現であり、キリストの側から見ればこの人を御自分の（神秘的）体に組み入れ、御自分の神的生命に参与させることの表現であるから、従って洗礼とは受洗者とキリストとの人格的出会いの場なのである。洗礼を通して、キリストの神秘体である教会に聖霊によって連帯化しつゝつねに新たなメンバーが加わり、キ

リストの救いの業の実り（恩恵）と神的生命とが教会において世の終りまで可視的にしるしづけられながら存続するのである。第2ヴァチカン公会議が教会自らを救いの普遍的秘跡であると宣言したとき、教会はキリストが今日もすべての人々を救い続けたもうことのしるしであり道具であることを改めて示したのである³⁰。

以上のような第2ヴァチカン公会議の秘跡的教会観に基づいて、先に確認してきた「望みの洗礼」と「幼児洗礼」の意味を要約するなら、以下のように記することができるであろう。

【望みの洗礼】

教会が教会への望みに救霊効果を認めるのは、すべての人々を救いたいという愛（万民救済意志）に促されて救いの業とくに受難死と復活を果たされたキリストが、やむをえず洗礼に至らなかった人の信仰と愛を拒みたまうはずがなく、その人の信仰と愛を、受洗によって表明された信仰と愛に準じるものと見なして御自分の神的生命に参与させたもうはずである、という確信による。

教会のうちに存続しているキリストの救済意志と救いの業の効果（恩恵）とは、教会の個々のメンバーが聖霊における連帯のうちに各秘跡に参与して聖化され、また各人の近い者からはじめて世のすべての善意の人々に至るまでキリストの生命に参与するように祈りつゝ献身することのうちに、日々具体化されるのである。

³⁰ 以上の記述に関してはおもに次の書を参照した。O.ゼンメルロート（石橋泰助訳）『原 sacramentである教会』（エンデルレ書店1994年）、E.スキレバークス（石福恒雄訳）『キリスト、神との出会いの秘跡』（エンデルレ書店1966年）、K.Rahner, “Kirche und Sakramente” (Freiburg 1960).

少数の義人のゆえに町全体を赦すと約束された神の言葉（創 18,23-32）³¹ や、信徒でない配偶者が信徒である配偶者によって聖化されているという使徒の教え（1 コリ 7,14）³² などを考慮するならば、聖霊を通して個々のメンバーにすべての善意の人々の救霊を願わせたもうキリストが、すべての善意の人々に救霊を拒まないばかりか、御自分の神的生命に参加させたもうはずであると確信することができよう。すなわち、「望み」による救霊は、従来の解釈よりもはるかに広範囲に及んでいると見なすことが可能である。

【幼児洗礼】

すべての人々を救いたいという愛(万民救済意志)に促されて救いの業
とくに受難死と復活 を果たされたキリストは、幼児の両親を代表とする教会の信仰と愛とを、やむをえずに自己の信仰と愛を表現することのできない幼児の信仰と愛に代るものと見なして、その幼児の洗礼を受容なさると共に、洗礼の効果である罪の赦しと御自分の神的生命への参与をお与えくださる。

洗礼の前表である割礼によって幼児をも神の民に招き入れたもうたという信仰（創 17,12-13、ルカ 1,59 等）³³ や、幼児を祝福して神の国の一員である

³¹ 創 18,23-32 「アブラハムは進み出て言った。『まことにあなたは、正しい者を悪い者と一緒に滅ぼされるのですか。あの町に正しい者が五十人いるとしても、それでも滅ぼし、その五十人の正しい者のために、町をお赦しにはならないのですか。正しい者を悪い者と一緒に殺し、正しい者を悪い者と同じ目に遭わせるようなことを、あなたがなさるはずはありません。全くありえないことです。全世界を裁くお方は、正義を行われるべきではありませんか。』主は言われた。『もしソドムの町に正しい者が五十人いるならば、その者たちのために、町全部を赦そう。』…アブラハムは言った。『主よ、どうかお怒りにならずに、もう一度だけ言わせてください。もしかすると、十人しかいないかもしれません。』主は言われた。『その十人のためにわたしは滅ぼさない。』」

³² 1 コリ 7,14 「信者でない夫は、信者である妻のゆえに聖なる者とされ、信者でない妻は、信者である夫のゆえに聖なる者とされているからです。そうでなければ、あなたがたの子供たちは汚れていることとなりますが、実際には聖なる者です。」

³³ 創 17,12-13 「いつの時代でも、あなたたちの男子はすべて、直系の子孫はもちろんのこと、家で生まれた奴隷も、外国人から買い取った奴隷であなたの子孫でない者も皆、生まれてから八日目に割礼を受けなければならない。あなたの家で生まれた奴隷も、買い取った奴隷も、必ず割礼を受けなければならない。それによって、わたしの契約はあなたの体

ことを明言なさったキリストのみ言葉（マコ 10,13-16，マタ 18,3）³⁴ を考慮に入れるならば、聖霊を通して両親（と教会）に自分の子供の救霊を願わせたもうキリストは、幼児の洗礼を認め、幼児を御自分の神的生命に参加させ、キリストの体である神の民（教会）の一員となることを拒むはずがない。

4．洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊

以上のように確認してきた教会の信仰に基づいて、洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊について考察すると、以下のような点を指摘することができよう。

洗礼を受けずに死亡した幼児は、自分で信仰を表わすことができないという点において、幼児洗礼の場合と同様、親などに代表される教会の信仰によって補われうる。

やむをえずに洗礼を受けていないという点において、望みの場合と同様、信仰と愛がこれを補うるのであるが、しかしこの信仰と愛も幼児は自分で表わすことができないので、親などに代表される教会の信仰と愛によって補われうる。

教会がその救霊を祈る洗礼を受けずに死亡した幼児が、教会の祈り（信仰と愛）によってやむをえずに欠けたところを補われ、救霊を得ると信じることは、教会の伝統的な信仰に合致している。

なお、日本では水子供養が盛んであるが、これは流産や死産とくに人工流産（墮胎）した母親がキリスト者でなくても心に深い痛みを負っていることの証拠である。カトリック者である親も、流産や死産があった場合には心に深い

に記されて永遠の契約となる。」、ルカ 1,59「八日目に、その子に割礼を施すために来た人々は、父の名を取ってザカリヤと名付けようとした。」

³⁴ マコ 10,13-16「イエスに触れていただくために、人々が子供たちを連れて来た。弟子たちはこの人々を叱った。しかし、イエスはこれを見て憤り、弟子たちに言われた。『子供たちをわたしのところに来させなさい。妨げてはならない。神の国はこのような者たちのものである。はっきり言うておく。子供のように神の国を受け入れる人でなければ、決してそこに入ることはできない。』そして、子供たちを抱き上げ、手を置いて祝福された」、マタ 18,3「はっきり言うておく。心を入れ替えて子供のようにならなければ、決して天の国に入ることはできない。」

痛みを負うので、子の救霊を祈ることは心の癒しのために重要であると思われる。とくに人工流産（墮胎）の場合には、罪の意識も加わって親の心は深い痛みと傷を負うのであるから、教会が赦しと子の救霊とを祈ることによって親の心の癒しをはかる配慮が必要であろう。

以上に基づいて、教会は司牧的立場から、以下の点を強調すべきであると思われる。

【提言】

（１）洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊のために、とくにその親は積極的に祈るよう指導すべきである。

（２）親などを代表とする教会の祈り（信仰と愛）は、洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊のために準秘跡的效果を有することを強調する必要がある。

（３）この観点から、洗礼を受けずに死亡した幼児の葬儀式文を整える必要がある。

（４）とくに日本では、流産（人工的流産も含む）や死産した子供の救霊を配慮した祈りを作成する必要がある。

５．教理省の設問に対する見解

問 a) [教理省の設問、以下同じ] 第 2 ヴァチカン公会議の神学を勘案し、かつ洗礼のサクラメントに関するより広い意味で事柄を扱いながら、キリスト論の見地から問題に接近すること。

答 a) こゝに記された論点に関しては、上に述べて来た通りである。

問 b) 教会の同じ教導権から明白に生じるとされるさまざまな困難さに応答すること。例えば、カルタゴ教会会議は、洗礼なしに死んだ幼児が原罪の汚れのみを持ち、「悪魔の仲間」とであると述べている（DS 224）。第 2 リヨン公会議（DS 858）とフィレンツェ公会議（DS 1306）は、原罪のみを持って死んだ

人々の運命として、「地獄」を述べている。ピウス6世は、このような者達が「リンボ」と呼ばれるようになった場所で、神を失っているという罰を受けていると宣言している（DS 2626）。

答b) カルタゴ教会会議（418）が洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊を否定した（DS 224）のは、ペラギウス派の見解（全人類に及ぶアダムの罪を否定し、その結果として洗礼を受けずに死亡した幼児の滅びを否定した）を退けたアウグスティヌスの理論におもに基づいていると考えられる。アウグスティヌスは、ペラギウス派の教説が誤りであることを強調するのに伴って、洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊を否定したのであるが³⁵、本人に責任のない罪（原罪）によって幼児が滅びることを慈しみ深い神がなぜ予め防ごうとなさらなかったのか、という問題に関してはその回答を保留しているのである³⁶。カルタゴ教会会議が最も重要視しているのは、救霊が人間の側のいかなる行為や自然的善性にも依存するものではなく、洗礼こそキリストの救いの業に参与する唯一の手段であることを強調することであった。

しかし、中世の多くの神学者達は、洗礼を受けずに死亡した幼児が自罪なしに地獄の罰を受けるとするならば、神の慈悲の広大さと抵触することに気づき、いわゆるリンボ（limbus puerorum）と呼ばれる中間的罰の状態を導入することによって、この問題の調和を試みたのである³⁷。しかしそれにも拘わらず、第2リヨン公会議（DS 858）とフィレンツェ公会議（DS 1306）が先のかカルタゴ教会会議の教え（DS 224）を踏襲したのは、その時代に流布していた、救霊のための洗礼の不可欠性に疑問を呈するような種々の異端説を排斥する必要があったからである。トリエント公会議で、カイエタヌスは、洗礼を受けずに死亡した幼児が両親の「望み（votum）」によって救霊を受けるという見解を述

³⁵ Augustinus, *De anima et eius origine* 1,9,11: PL 44,481: R 1878.

³⁶ Id., *De anima et eius origine* 4,11,16: PL 44,534: R 1882.

³⁷ Cf. J. Auer, 'Die Sakramente der Kirche', *"Kleine Katholische Dogmatik"* 7 (Freiburg 1972) 66. I. F. Sagués, 'De Deo Creante et Elevante', *"Sacrae Theologiae Summa"* 2 (Madrid 1958) 981.

べた。トリエント公会議は、この見解を容認しなかったが、異端として排斥することもしなかった³⁸。ピウス6世は、リンボ説をあえて否定しなかった（DS 2626）。リンボ説は、*limbus patrum*（旧約の太祖達がキリストによって救われるまで留まるところ）の信仰と関連しており、西方教会の古い信条に見られる「キリストは…古聖所に下り（*descendit ad inferna*）」（DS 23. 27. 28. 29. 30）という信仰とも関連しているので、全く教会の伝承に根拠を有しない説とは云えないであろう。しかし、*limbus puerorum* については聖書に記述がなく、またリンボ説が含意しているところは、洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊の問題を、神の普遍的救済意志と、救霊のための洗礼の不可欠性とに抵触することなしに調和させることにあったのであるから、現代においては教会公文書に *limbus puerorum* を用いることは適切ではないであろう。

現代の教会が洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊の可能性を認めるなら、どのような表現を用いるにせよ、これを否定する教会の文書と表現上は食い違ったものとならざるをえない。しかしこれは、教会の以前の教えを端的に否定ないし撤回することを意味するのではなく、時代と共に変化した問題意識に応じて異なった観点からこの問題を捉えた結果の発言であると理解すべきであろう。信仰上の一つの真理を表わしても、表現上は相互に食い違ったものとなる例は聖書にも見られるのである³⁹。

³⁸ Cf.F.Solá, 'De sacramentis initiationis christianae', "Sacrae Theologiae Summa" 4 (Madrid 1962) 147.

³⁹ その理由は二つ考えられる。一つの理由は、人間の使用する言語そのものが不完全であることによる。すなわち、一つの真理を表わすのに、一つの表現では不完全であるために、表現上はこれと食い違う他の表現を使わなければならない場合がある。例えば、「わたしたちは、人が義とされるのは律法の行いによるのではなく、信仰によると考えるからです」（ロマ 3,28）という教えと、「自分は信仰を持っていると言う者がいても、行いが伴わなければ、何の役に立つでしょうか」（ヤコ 2,14）という教えとは、表現上は食い違っているが、一つの真理を別の角度から捉えたものである。もう一つの理由は、時代や場所、対象と共に強調点が変化することによる。例えば、「偶像に供えて汚れた肉と、みだらな行いと、絞め殺した動物の肉と、血とを避けるように」（使 15,20）という禁令は、使徒会議に基づく決定であり、すべての信仰共同体で遵守されるべき規定として告示されたものである。しかし、新約聖書の他の文書にはこの規定に言及したもの

カルタゴ教会会議、第2リヨン公会議およびフィレンツェ公会議と現代の教会の教えとが表現上食い違ったものとなるのは、問題を捉える視点が変化したからである。すなわち、諸宗教間対話を視野に入れている現代において、洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊の問題を、以前と別の視点から表現しなおすことは、以前の教会の決定を端的に否定することと同じではないと云うことができよう。

問 c) 神の普遍的救済意志を強調しつつ、同時に洗礼の軽視の危険を避けながら、司牧的レヴェルで論点に対する積極的な応答を提供すること。

答 c) 洗礼を受けずに死亡した幼児の救霊を認めることが洗礼の軽視につながることはない。その理由を二つ上げることができる。

第一の理由は、洗礼の秘跡が受洗者個人の罪（原罪と自罪）を赦して救霊をもたらすと同時に、受洗者を教会の一員とし、キリストの神秘体に組み込み、世における普遍的秘跡の構成メンバーとする、という働きを有していることである。洗礼によって教会の一員となる人が居るからこそ、教会は時代を越えて救いの普遍的秘跡として存続することができるのである。すなわち、洗礼を受ける人が居るからこそ、神の普遍的救済意志を目に見える形で地上に存続せしめる「救いの普遍的秘跡」である教会が存立しているのであって、それゆえにこそ実際に洗礼を受けられなかった善意の人々が「望み」によって救霊に参与

はなく、古代以後の教会公文書もこの規定を取り上げていない。むしろ、「死に至る罪」（1ヨハ5,16）と関連して、西方写本には「偶像礼拝、性的不道徳、殺人」が付記されているという研究があり（G.シュテーリン〔大友陽子他訳〕『使徒行伝』NTD5〔ATDNTD聖書註解刊行会1987年〕412-4頁参照）、教父達もこの三つを死に至る罪（大罪）として避けるように教えているのである（Cf. Tertullianus, *De pudicitia* 5: PL 2,989: R 385; Augustinus, *Sermo* 71,4,7: PL 38,448: R 1501）。これは、使徒会議の時にはキリスト教共同体の中心をユダヤ人キリスト者（ユダヤ教の諸規定を非ユダヤ人キリスト者も守るべきであると考えていた）が占めており、従って如何にして混乱なく共同体の秩序を守るかということが極めて重要な問題であったからである。しかし、比較的早い時期に非ユダヤ人キリスト者がキリスト教共同体の中心を占めるようになり、ユダヤ人を重視した禁令が實際上意味を持たなくなったものと理解することができよう。

することができるのである。洗礼を受ける人は、自分から進んで、しかし実際には神から招かれ選ばれて、キリストの神秘体の構成メンバーとなるのであり、自分自身キリストによって救われながら、同時にキリストの神秘体の一員として世に救いをもたらす側に立つのである。従って、望みによる救霊を容認することは、洗礼の軽視につながるものではない。

第二の理由は、洗礼による救霊は、キリストのみ言葉によって保証され明白である（マコ 16,16，ヨハ 3,5）のに対し、望みによる救霊はあくまで神学的蓋然性に基づいて信じられるという相違があることである。救霊に至る望みの範囲に関しては、さまざまな見解が存しており、教会もあえて厳密な定義を行っていないのである。とくに、望みに関する個々の具体的ケースについては、あくまで救霊の可能性を信じるに過ぎないのである。従って、洗礼の軽視につながるものではない。